

第 6 回議会運営委員会記録

令和 5 年 1 2 月 8 日

【開催日】 令和5年12月8日（金）

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午後3時50分～午後5時3分

【出席委員】

委員長	宮本政志	副委員長	森山喜久
委員	伊場勇	委員	大井淳一朗
委員	笹木慶之	委員	

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】

議長	高松秀樹	副議長	中村博行
----	------	-----	------

【執行部出席者】

総務部長	辻村征宏		
------	------	--	--

【事務局出席者】

事務局長	河口修司	事務局次長	中村潤之介
議事係長	山田寿実子	議事係主任	岡田靖仁

【審査内容】

- 1 追加議案の申入れについて
- 2 追加議案について
- 3 特別委員会について
- 4 議事日程の変更について
- 5 特別委員会（広報・広聴・政策提案（仮称））の選出確認について
- 6 全員協議会の開催日時について
- 7 その他

午後3時50分 開会

宮本政志委員長 ただいまより第6回議会運営委員会を開会します。本日の付議事項の一つ目、追加議案の申入れについてです。本日、辻村総務部長

がいらっしやっていますので、説明をお願いします。

辻村総務部長 委員の皆さん、本会議終了後にお集まりいただきありがとうございます。このたび、急遽、本定例会において審議していただきたい議案が4件発生しましたので、説明させていただければと思います。よろしくお願いします。追加する議案は、条例改正が2件と補正予算案2件の計4件となります。追加上程となった理由につきまして御説明させていただきます。条例改正の議案の一つは手数料関係の条例の一部改正です。これは戸籍法の一部改正に伴いまして戸籍謄本等の交付事務が本籍地以外の自治体でできるようになるという関係で、交付する手数料の額を定めるものでございます。これにつきましては、国の手数料の額が12月6日に公布されたことに伴い、この手数料の改正が3月1日から施行されるということで、この本定例会において審議していただきたいということで上程させていただいたものでございます。もう一つは、国民健康保険条例の一部改正でございます。これにつきましては、当初、国から改正案が来ており、議案を提出する予定にしておりましたが、途中で改正案に誤りがあることが分かったようで、最終的な案が当初に間に合わなかったということで、今回上程させていただきました。国民健康保険条例の中身につきましては、出産する予定の被保険者または出産した被保険者が産前産後の期間について、保険料の所得割または均等割の額を減額するというものです。この改正による施行日が1月1日からということで、この定例会で審議していただきたく上程させていただくものでございます。次に、補正予算です。産前産後の期間の国民健康保険料を減額するという一方で、一般会計から国民健康保険特別会計に繰り出しをするということと、一般質問等でもありましたけれど、国会の臨時会で決まった国の経済対策で、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の額が決定する中で、このたび物価高騰の対策として住民税非課税世帯支援給付金の支給事業、いわゆる非課税世帯に対して7万円を支給するというものでございますが、これを今年中に予算化してほしいという依頼が国からありました。国の補正予算自体が11月29日に決

定したということで、このたび上程になったということです。この物価高騰対策につきましては、スマイルチケットにも充当するという事です。こちらの予算の充当分が合わせて入っております。これらの審議をお願いしたいということです。最後に4件目ですけども、国民健康保険特別会計につきましては、先ほどの産前産後の保険料の関係で一般会計から繰入れされるということで、一般会計も補正する必要があるということで、計4件の議案を追加させていただきたく、申入れます。

宮本政志委員長 追加議案の説明をしていただきました。これは各所管の常任委員会と分科会で審査していただくということです。質疑はよろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、総務部長、御退席されて結構です。ありがとうございました。それでは、これから付議事項を踏まえて資料を差し替えますので、暫時休憩します。

午後3時55分 休憩

（総務部長 退室）

午後4時3分 再開

宮本政志委員長 それでは、再開いたします。先ほど追加議案について説明がございましたので、付議事項の1は終わります。続きまして、付議事項2の追加議案について、事務局から説明をお願いします。

山田議会事務局議事係長 先ほど総務部長からの申入れがあった追加議案4件は、次第書のとおり民生福祉常任委員会に付託されるであろうものが3件、一般会計予算決算常任委員会に付託されるであろうものが1件となります。また、議案は、議会運営委員会終了後直ちにタブレットにて送付いたします。

宮本政志委員長 付議事項2の（1）、（2）については皆さんよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）。それでは付議事項3番、特別委員会に

ついて資料が添付してありますが、事務局から説明してください。

岡田議会事務局議事係主任　それでは、付議事項３、特別委員会についての資料について御説明します。資料１を御覧ください。本日までの議会運営委員会におきまして、政策提案特別委員会の設置及び広報特別委員会の定数の変更について、改正案の内容等を議論していただきました。また、委員長から本２件の議案については、委員会提出議案での提出を考えられておられ、本日皆様にお諮りするという旨を伺いましたので、委員会提出議案の形式に体裁を整えさせていただきまして、資料として添付しております。資料１－１は政策提案特別委員会の設置についての議案、資料１－２は広報特別委員会の定数の変更についての議案、資料１－３はこれらの議案説明の案となっております。なお、委員会提出議案は、原則として、委員会に付託されることなく即決するものであることを申し添えまして、説明を終えさせていただきます。御審査のほどよろしくお願いいたします。

宮本政志委員長　それでは、まず、（１）政策提案特別委員会の設置について、これは資料１－１ですね。こちらをお諮りしたいんですが、御意見がございましたらお願いいたします。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは（２）の広報特別委員会の定数の変更についてです。資料１－２について御意見はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）そうしますと、資料１－３について御意見はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）そうしましたら、委員会提出議案として提出させていただきます。続きまして、付議事項４、議事日程の変更について、事務局から説明をお願いいたします。

山田議会事務局議事係長　付議事項４、議事日程案の変更について御説明します。これは付議事項１及び付議事項２を踏まえた変更です。１２月１１日の議事日程中、冒頭に「委員会提出議案２件を一括上程、提案理由の説明、質疑、討論及び採決」を、「・一般質問２人」の次に「・議案４

件を一括上程、提案理由の説明、質疑及び委員会付託」を加えております。そして、本会議終了後に追加議案に係る委員会、分科会を開催する旨を追加しております。委員会・分科会のことにつきましては、厳密には議事ではありませんが急遽入りましたので、併せてお示ししております。１２月１１日の本会議終了後に、民生福祉常任委員会並びに一般会計予算決算常任委員会、民生福祉分科会及び産業建設分科会が開催される予定です。なお、産業建設分科会は、第１委員会室で、民生福祉常任委員会及び分科会は、第２委員会室で開催される予定です。また、本追加議案の議決日につきましては、当初議案と同じく、１２月１９日となるため、最終日の議事日程に変更はありません。以上で説明を終わります。

宮本政志委員長　今説明が終わりましたが、皆さんのお手元の資料のとおりでよろしいですか。

山田議会事務局議事係長　先ほど申したことを修正させていただきます。先ほど付議事項４の議事日程案の変更についての説明で、付議事項１及び付議事項２を踏まえた変更と申しましたが、付議事項３も踏まえた変更となっておりますので訂正します。

岡田議会事務局議事係主任　もう１点補足させていただきます。こちらの議事日程変更の調整に当たりましては、宮本委員長とお話しさせていただきました。付議事項３の特別委員会の設置につきましては、１２月１１日に上程されたい旨をお伺いしておりましたので、このように調整させていただきます。

宮本政志委員長　事務局から説明がございました。お手元の資料のとおりです。皆さん、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、付議事項４は終わります。続きまして、付議事項５の特別委員会の選出確認について、事務局から説明してください。

山田議会事務局議事係長 付議事項５、特別委員会（広報、広聴、政策提案（仮称））の選出確認については、さきの議会運営委員会で決定していたとおり、議長におかれまして各議員の希望を御確認いただき、調整していただきました。その結果、下記の表のとおりとなりました。本会議開会前に全議員に周知いたすことになろうかと思えます。なお、政策提案特別委員会については、まだ発足していない委員会になりますので、（仮称）と表記しております。

宮本政志委員長 事務局の説明がございましたけど、こちらもお手元の資料のとおりでよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、付議事項５を終わりたいと思います。続きまして、付議事項６、全員協議会の開催日時についてです。

山田議会事務局議事係長 議運決定事項の報告のため、１２月１１日月曜日、午前９時から全員協議会を開催したいと考えております。

宮本政志委員長 付議事項６もよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）続きまして付議事項７、その他に入ります。何かございますか。

伊場勇委員 先日、この議会運営委員会で、一般傍聴人の方の写真撮影のことについて協議したと思います。その中で、誤解を招いてはいけないと後々気づきまして、はっきり申さなければいけないところが少し言葉足らずだったので、改めて申したいと思います。一般の傍聴人の方の写真撮影が行われている中で、その方がルールを破ってこの事案が再協議になったというわけではないということです。ルールを破ったので議論が再開されているというわけではないということを、ここではっきり申しておきたいところです。言論を抑制される可能性があるんじゃないかという事案があったということでしたが、それはルールを破ったわけではなくて、さらに言えば、こちらが設定した守るべき事項についての審査が

未熟だったのではないかと感じております。

宮本政志委員長　伊場委員の意見について、至誠一心会、みらい21から何か御意見はございますか。

大井淳一郎委員　この件に関しましては、一般傍聴の方が移動されてシャッターを切ったことによって同僚議員の発言が抑制されたと見受けられるといった発言をしましたが、ルール上移動してはいけないとかシャッター音を発してはいけないとかいったものはありません。一般傍聴者の方は、ルールに沿って行われていたと。ただ、そういった事案があったという事実を述べただけで、その方がルールを破ったという認識はありませんので、私もその点は言葉足らずだったなと思います。ここで訂正しておわびいたします。

宮本政志委員長　笹木委員、よろしいですか。（うなづく者あり）今、伊場委員が言われた件は、会議録を見まして、私も当時の副委員長としての発言の中で「性善説」と言っており、ほかの委員からも何回かこの言葉が出ていました。伊場委員も言われたように、ルールはきちんと守っていたんですが、私達がきちんと議論できていないところで問題が起きたと。別にルールは破っていないけれど、何か悪いというような印象を与えかねないので、今後、「性善説」という言葉は気をつけて使ったほうがいいと感じております。伊場委員の意見に関してはよろしいですか。

森山喜久委員　先日の議会運営委員会において、一般傍聴人による写真撮影について議論した際に、「過度なシャッター音、記者会見でよくカシャカシャというような音が鳴ると別ですが、単に1回ピッと写真を撮る程度の問題なので、この辺は柔軟にしていこうということで、一般傍聴については写真撮影を認めていくという結論についたと記憶しております」と申しました。改めて過去の議事録等を見返しますと、前期第34回の議会運営委員会において、確かに大井元委員長が過度のシャッター音につ

いて言及されておられました。しかし、現在、シャッター音や連写については禁止されておりませんし、大井元委員長の発言内容を前提として一般傍聴人による写真撮影を認めていくという結論になったという点は誤りでございましたので、この場を借りて訂正いたします。

宮本政志委員長 森山副委員長から訂正がございましたが、実は私も先日の議会運営委員会での発言で訂正しなければならないところがございます。正確に発言しないといけませんので、作成したものを読ませていただきます。私も大井元委員長の発言を記憶しておりましたので、森山副委員長の発言を受けて、「ただ単に1回程度の撮影ということを前提に、一般傍聴人による写真撮影を認めていこうという経緯で許可することが決まった」と申しましたが、この点は誤りでした。1回程度の撮影を前提として決定したわけではないので、訂正させていただきます。前回の議会運営委員会で、このシャッター音のほかにも、一般傍聴人が撮影のために移動されるときのことなどについても言及しましたが、あくまでも、これまでに写真撮影された一般傍聴人の方は、先ほども少し触れましたが、現行のルール の範囲内で写真撮影をされておられました。ルールは守っていただいたんですが、それでも議員の発言が抑制される場面が出てきたということで、現在議論を行っているところでございます。このことにつきましては、次回以降しっかりと議論してまいりたいと思います。以上でございますが、そのほかございますか。（「ありません」と呼ぶ者あり）事務局はいいですか。（うなづく者あり）議長、副議長よろしいですか。（うなづく者あり）それでは本日の第6回議会運営委員会を閉会したいと思います。お疲れさまでした。

午後5時3分 散会

令和5年（2023）年12月8日

議会運営委員長 宮 本 政 志